

会長	局長	係	課員

令和2年度 〔天城町農業委員会〕 4月定例総会議事録

署名委員 里村 清志

署名委員 朝木 学

天城町農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 4 月 1 5 日 (水) 1 3 時 3 0 分

2 場 所 天城町役場 4 階会議室

3 出席委員 1 8 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	朝木 学
3	松原上区	麓 福太郎	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	久田 安枝	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	木村 憲一郎
6	岡前	岡本 哲二	16	瀬滝	田原 廣秀
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	榮 徳男	18	西阿木名	仲 公男
9	天城	貞岡 孝治			
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 若山 秀也

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹兼係長	貞岡 学

6 参加者 1 名

番号	所 属	氏 名
1	事務局	高野 秀作

7 会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事事項
 - ・議事録署名委員の指名について
 - ・会期の決定について
 - ・議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- (3) 報告事項等

開会 13時30分

議長
(木村会長)

ただいまの出席委員は18人です。
若山委員は欠席届が出ています。これは承認しておりますので御了承願います。
過半数以上なので、本定例総会は成立いたしました。
これから令和2年4月天城町農業委員会定例総会を開会します。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、里村委員と朝木委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題とします。
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
日程第3、議案第1号農地法第3条許可申請についてを議題とします。
事務局へ議案第1号、申請番号1から10の朗読および説明を求めます。

貞岡主幹 (事務局の朗読および説明。)

議長
それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
まず、順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。
申請番号1について担当委員の調査報告を求めます。
平野委員。

平野委員
申請番号1に関して説明します。
譲渡人と譲受人の親が同級生であります。3月11日に調査しました。
場所は、兼久郵便局より海側へ行きA牛舎を超え突き当たりを南側へ3枚目の畑になります。
現在サトウキビの収穫後の状態であり、取得後もサトウキビを植えるとのことですので。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長
これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)
質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号1について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

議 長

よって、議案第1号申請番号1については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号2について担当委員の調査報告を求めます。
平野委員。

平野委員

申請番号2に関して説明します。
譲受人と譲渡人の親子になります。調査日時は3月11日です。
場所は犬の門蓋線より出てN牛舎となり牛舎の斜め前になります。
現在、牧草及びバレイショの収穫後の状態です。今後は牧草地として使用予定です。
申請番号1及び2によって、面積も下限面積に達しています。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号2について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第1号申請番号2については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号3について、担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員。

貞山委員

申請番号3に関して説明します。
譲受人と譲渡人は親戚です
場所は、畑総地区で天城の点滅信号から海側へ200メートル程行った左手にあります。
現在、キビを作っており、今後もキビを植えるとのこと。
調査日時は令和2年3月14日です。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号3について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第1号申請番号3については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号4について担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員

申請番号4に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。調査日は4月4日に行いました。
場所は、天寿園入り口より松上方面へ100メートルほど行ったところ牛舎がございます。その牛舎からさらに山手に上がり、さらに東側へ300メ

中島委員	<p>一トルほどいった所になります。 現在、譲受人がサトウキビを耕作しております。 この場所は平成9年度に畑総が修了しており、その際に譲渡人・譲受人の話し合いにて、互いの土地の交換を行ったのですが、譲受人の土地は譲渡人名義に登記がすんでいます。譲渡人の畑が譲受人への登記が今だ修了していないため、今回贈与という形で登記を行うためのものです。 皆様方の審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑に入ります。</p> <p>(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。 これから、議案第1号申請番号4について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり。)</p> <p>挙手多数。 よって、議案第1号申請番号4については、審議の結果、これを認めることに決定しました。 次に、申請番号5について担当委員の調査報告を求めます。 里村委員。</p>
里村委員	<p>申請番号5に関して説明します。 譲受人は譲渡人の親子です。調査日は4月3日です。 場所は、樟南高校北側より海岸線へ降りる道がございしますが、そこを道なりに進んでいった場所になります。 現在、牧草が植えられています。譲受人が牛を飼っているのも今後牧草を植えるとのこと。 皆様方の審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑に入ります。</p> <p>(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。 これから、議案第1号申請番号5について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり。)</p> <p>挙手多数。 よって、議案第1号申請番号5については、審議の結果、これを認めることに決定しました。 次に、申請番号6ですが、審議前に、議長職を中島会長代理として交代します。</p> <p>(議長が中島委員へ交代)</p> <p>それでは、申請番号6について、担当委員の調査報告を求めます。 木村委員。</p>
木村委員	<p>申請番号6に関して説明します。 譲受人と譲渡人は縁故はありません。 場所は、平瀬製菓の南側になります。調査日は4月6日になります。 現在、耕耘機にてきれいに整地し、生姜の植え付けなどを行っている状態です。</p>

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号6について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号6については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
議長職を木村委員に戻します。

(議長が木村会長へ交代)

次に、申請番号7について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員

申請番号7に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。調査日は4月3日にしました。
給食センター、空港方面へ少し坂を上った所から山手に入り500メートルほど行き北側へ100メートル行き左手2枚目の畑になります。
現在、サトウキビを収穫後の状態です。許可後は牧草を植える予定になっています。

皆様方のご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号7について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号7については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号8について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員

申請番号8に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。4月3日に調査確認しました。
場所は、A牛舎西側にある十字路を北へ100メートルほど入った右側になります。
現在はサトウキビ収穫後の状態になっております。許可後は牧草地に変更予定となっております。

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

議長

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号8について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号8については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号9について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員

申請番号9に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。調査日は4月3日にしました。
場所は浅間セブンを東側へ行った先にある2筆と、浅間より基幹農道へ向かう道を進んで途中北へ向かった所の3筆となります。
5筆とも現在はサトウキビ収穫後の状態になっております。許可後は牧草地に変更予定となっております。
皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号7について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号9については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号10について担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員。

貞山委員

申請番号10に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。調査日は4月6日にしました。
天城点滅信号を東側へ向かい完工碑を北へ突き当たりをさらに東へ向かい100メートルほどいった右側2枚の畑になります。
現在サトウキビの収穫後の状態です。許可後1枚の畑はサトウキビを1枚は牧草を植える予定になっています。
皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号7について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第1号申請番号10については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本定例総会に付された案件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年4月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時10分

令和2年4月 日、天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 木村 憲一郎 印

署名委員 里村 清志 印

署名委員 朝木 学 印